

沖縄メディカルライブラリー研究会会則

第1章 総則

(名称)

第1条

沖縄メディカルライブラリー研究会という。英文表記を Okinawa Medical Library Association、略称：OML という。(以下、本会という)

(目的)

第2条

本会は、病院図書室、医療関係図書室(館)及びその他の医療関係施設の相互協力により、図書室業務の発展、サービスの向上を目的とする。また、離島及びへき地への支援を行う。

(事業)

第3条

本会は、会の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 病院図書室、医療関係図書室(館)、その他医療情報提供業務に関する研修会等の開催
2. 文献の相互貸借とこれに関連する目録等の作成
3. 離島及びへき地へのサービス支援
4. その他必要と思われる事業

第2章 会員

(構成と資格)

第4条

本会は、病院図書室担当者、医療関係図書室(館)職員及びこれらの業務に関係する者、その他の医療関係施設の図書司書によって構成する。

(機関会員)：病院図書室担当者、医療関係図書室(館)職員及びこれらの業務に関係する者を対象とし、文献の相互貸借とこれに関連する目録等を利用する資格を有する。

(個人会員)：医療関係施設の図書司書を対象とし、文献の相互貸借とこれに関連する目録等を利用する資格を有しない。

(特別会員)：医師・大学教授、それに準ずる者とし、本会に貢献できる者とする。

(入会および退会)

第5条

入会および退会については、所定の届け出により受理する。

(会員の義務)

第6条

会員は次の義務を負うものとする。

1. 会費の納入(機関会員：一機関年額5,000円個人会員および特別会員：2,000円とする。年度途中の退会の際でも年会費は返金しない)

2. 総会への出席

3. 本会の諸事業への参加、協力（個人会員の場合、事務局業務のサポートを行うことを条件とする）

第3章 役員

（会長）

第7条

1. 会長；1人

会長は、会員の中から選出し、総会において会員の承認を得なければならない。

会長は、会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長；1人副会長は、会長の任命により会員の中から選出し、総会において会員の承認を得なければならない。

3. 会長、副会長ともに任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

（事務局）

第8条

1. 事務局は最低3人とする。

2. 庶務；1機関以上（1人以上）

3. 会計；1機関（1人以上）

4. 編集；1機関以上（1人以上）

5. 事務局は、会長の任命により会員の中から選出する。

6. 任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

（委員会）

第9条

1. 3つの委員会をおき、会員はいずれかの委員会に属するものとする。

2. 委員会は、研修、編集、会計とする。

3. 任期は2年とする。

（研修会および総会）

第10条

1. 研修会はすくなくとも年に1回開催する。

2. 総会は本会の最高議決機関であり、年に1回開催することとし、必要があれば臨時総会を開催することができる。

3. 議決は全会員の3分の2の同意をもって決する。やむを得ず総会に出席できない会員は通知された書面または電磁的方法等をもって意思表示または他の会員を代理人として表決権を委任することができる。この場合において書面表決者および提出された委任状は総会出席者とみなす

（会議録）

第11条

研修会および総会の議事は、会議録に記載し保管する。

第5章 会計

(会計)

第12条

1. 本会の経費は、原則として会費、寄付金をもって充てる。
2. 本会の会計年度は、1月より12月までとする。
3. 会費未納2年で会員資格喪失、除名とする。
4. 会計監査は、会員の中から選出された監査員が監査し、総会で報告を行う。

(謝礼金)

第13条

謝礼金が発生する場合には、交通費を含め 20,000 円を上限とする。

(改正および変更)

第14条

本会の会則の改定および変更は、総会において決定する。

(本会の所在地)

第15条

本会の所在地は、浦添市前田一丁目 56 番 1 号に置くものとする。

この会則は 1999 年 03 月 05 日から施行する。

改正 2004 年 05 月 14 日

改正 2006 年 02 月 17 日

改正 2006 年 05 月 26 日

改正 2009 年 05 月 22 日

改正 2011 年 06 月 10 日

改正 2012 年 06 月 15 日

改正 2013 年 10 月 25 日

改定 2016 年 02 月 26 日

改定 2016 年 09 月 09 日

改定 2017 年 03 月 03 日

改定 2018 年 03 月 16 日

改定 2021 年 08 月 23 日

改定 2024 年 03 月 26 日

改定 2026 年 03 月 06 日